

# 訴 状

平成20年12月3日

京都地方裁判所 御中

原 告 別紙当事者目録記載

京都府宇治市宇治妙楽 157

被 告 活力ある 21 世紀の宇治市をつくる会  
代表者会長 山仲修矢

名誉毀損損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 141万円

ちょう用印紙額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し金 100 万円及び訴状送達の日から完済に至るまで、年 5% の割合による金員を支払え。
- 2 被告は京都新聞山城版及び朝日新聞南京都版に、別紙記載の謝罪広告を、平成 20 年 月 日までに行え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決及び第一項及び第二項について仮執行の宣言を求めらる。

## 第2 請求の原因

- 1 宇治市は地下水を水源とする開浄水場を設置して開地区住民に給水していたが、平成 19 年 12 月 5 日に開浄水場の休止（実質的には廃止）を決定して、同浄水場を休止しようとしているため、原告は、その差止めを求めて京都地方裁判所に対して訴訟を提起した（平成 20 年ワ第 77 号開浄水場休止差止請求事件）。
- 2 被告は、別紙チラシを、2008 年（平成 20 年）11 月 27 日の京都新聞及び朝日新聞に折込み広告で宇治市内の約 60% の世帯に配布した。さらに前日駅頭において配布もしているため、かなり不特定多数の宇治市民に配布されている。
- 3 このチラシにおいて、被告は下記の通り事実無根の言辭を弄し、前記差止訴訟を提起している原告の社会的評価を損ない、多大な精神的苦痛を与えたものである。

#### 4 事実無根の理由

- 1) このチラシの「公平な税金の使い方ってなんだろう」の記載において被告は「開地区の一部の地下水使用世帯のために、全宇治市民からの貴重な税金を投入し続けるのは、公平な税金の使い道とは言えません。」と述べている。

ここにおいて、「開地区の一部の地下水使用世帯」というのが原告を指していることは明らかであり、このチラシを見た住民は、いかにも原告が一般市民の税金を無駄遣いしているかのように理解する。しかし、水道事業は独立採算の公営企業会計であり、水道料金で全てまかなわれており、開浄水場の経費に、税金は一円も使われていない。

- 2) さらに、「安全に飲めるようにするには、発がん性の疑いのある物質除去のため、多額の費用を投入し続けなければなりません」と述べている。

しかし、開浄水場においては、原水を浄化する設備は、簡易なエアレーションタンク（空気を送り込み原水と接触させる装置、薬品も使わない。必要経費は電気代のみ）と塩素処理だけであり、その単価はトン当たり4円以下であり、多額の費用をかけているものではない。（浄水場において多額の費用が必要なのは、京都府営宇治浄水場などで使用されているオゾン発生装置、活性炭処理装置など高度浄水処理設備である。）

- 3) 以上述べたように、被告のチラシ記載内容は、事実無根であり嘘八百である。このような記載をした文書を広く宇治市民に配布したことは、開浄水場の存続を求めて、現在係争中の開浄水場休止差止訴訟原告ら開浄水場の水道水を飲用している開地域の住民が、あたかも全宇治市民に迷惑をかけており、エゴ的で悪しき住民であるかのごとく印象づけようとしている意図は明白である。

このことにより原告ら開地域住民が被る社会的信用の失墜、計り知れない精神的苦痛は、自明の理である。

以 上

## 謝 罪 広 告

平成 年 月 日

京都府宇治市 町 丁目 番地  
A 某様 (原告)

京都府宇治市 町 丁目 番地  
B 某

平成20年(2008年)11月27日の京都新聞及び朝日新聞に折込み広告したチラシにつき、小生が確たる事実もないままに貴殿ら住民の名誉を毀損し多大のご迷惑をおかけして申訳ありませんでした。上記のチラシは事実無根であること、小生の不用意の発言であったことを認め、ここにつつしんで謝罪いたします。

大きさ 二段ぬき 見出し及び原告名 何倍活字 本文何倍活字

掲載場所 京都新聞山城版及び朝日新聞南京都版

# 当 事 者 目 録

原 告 別紙原告一覧表記載の通り

京都府宇治市宇治妙楽 157

被 告 活力ある 21 世紀の宇治市をつくる会  
代表者会長 山仲修矢